

少額飲食費等の 取り扱い

□制度の概要

平成18年度の税制改正で、交際費等の損金不
算入制度の対象となる、交際費等の範囲から、
「一人当たり5,000円以下の飲食費（社内飲食費
を除く）」が一定の要件のもとで除かれることと
なりました。

この規定は、平成18年4月1日から平成20
年3月31日までの間に開始する事業年度におい
て適用されることになります。

□少額飲食費等の範囲

交際費等の範囲から除かれる飲食費（少額飲
食費等）は、飲食その他これに類する行為のた
めに要する費用とされており、飲食代（テー
ブルチャージ料やサービス料を含む）、ケータリ
ングの弁当代などをいいます。

ただし、専らその法人の役員、使用人、これ
らの親族の飲食代（社内飲食費等）は、交際費
等の範囲から除かれる少額飲食費等に含まれな
いことになります。もっとも、社内の飲食費に
ついては、従来どおり、その内容等に応じて会
議費、福利厚生費等に該当すれば、交際費には
該当しません。

なお、親会社や子会社の役員、使用人との飲
食費については、法人格が別であるため社内飲
食費には該当しませんので、この規定の適用が
あります。

□一人当たり5,000円以下の判定

一人当たりの金額の判定に当たっては、飲食
等のために要する費用を参加した者の数で除し
て計算することになりますが、消費税等につい
ては、法人が、税込経理方式を採用している場
合には支出額に含まれ、税抜経理方式を採用し
ている場合には、支出額に含まれないことにな
ります。

なお、一次会、二次会が行われたような場合
には、同一店舗で行われているにもかかわらず
分割して支払っているような場合を除き、それ
ぞれごとに判定を行います。

話のタネ

○赤い花に緑の葉、赤と緑は反対色で
目立ちます。反対色とは、色相環で
正反対の位置にある色同士のこと
で、この二色が隣り合わせに並ぶと、お
互いの色を引き立たせ、より鮮やか
に見せるので、商品の陳列にも応用
されます。同じ色ばかり見続けると
疲労します。手術する医師などが着
る青緑色の白衣も、血の色の反対色
で、疲労を抑え、集中力を持続させ
ます。



□適用要件

一人当たり5,000円以下の少額飲食費等を、交
際費等の範囲から除くための要件として、飲食
等のために要する費用について、次の事項を記
載した書類を保存していることが必要となりま
す。

1. 飲食等のあった年月日
2. 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事
業に関係のある者等の氏名・名称、その他
3. 飲食等に参加した者の数
4. 費用の金額、飲食店等の名称、所在地
5. その他参考となるべき事項

□ゴルフ等の接待関連飲食

ゴルフ等の接待に際して、ゴルフ場等のプレ
ーの合間やプレー終了後に行う飲食について、
ゴルフ等を主たる目的とした一連の行為のひと
つとして不可分のものと考えられる場合には、
この規定の適用はありませんので、その飲食代
については、交際費等に該当することになりま
す。

ただし、ゴルフ等のプレー終了、解散後に、
一部の参加者で別途飲食を行うように、ゴルフ
等の一連の行為とは別の行為として、単独で行
われる飲食については、この規定の適用があり
ます。